

市第51号議案

地域療育センターの指定管理者の指定

次のように地域療育センターの指定管理者を指定する。

平成20年9月4日提出

横浜市 市長 中 田 宏

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市東部地域療育センター	神奈川区西神奈川一丁目9番地の1	社会福祉法人青い鳥 理事長 飯 田 進	平成21年4月1日から平成26年3月31日まで
横浜市中心部地域療育センター	同	同	同
横浜市西部地域療育センター	港北区鳥山町1,770番地	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 理事長 岸 本 孝 男	同
横浜市南部地域療育センター	神奈川区西神奈川一丁目9番地の1	社会福祉法人青い鳥 理事長 飯 田 進	同
横浜市北部地域療育センター	港北区鳥山町1,770番地	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 理事長 岸 本 孝 男	同
横浜市戸塚地域療育センター	同	同	同

提 案 理 由

横浜市東部地域療育センター等の指定管理者を指定したいので、

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。